

# 県議会基本条例の提出延期を求める要望書

愛媛県議会議長 西原進平殿

2011年2月21日

日本共産党県議会議員団 佐々木泉

貴職におかれましては、議会運営の活性化のためにご尽力されていることに対し、あらためて敬意を表します。

さて、今2月県議会に提出を予定されている県議会基本条例について、2月17日付愛媛新聞社説がきわめて厳しい調子で問題点を指摘していることはご存じのとおりです。内容面については、「議会がどう変わろうとしているのかがわかりにくい」「具体的方策は示されていない」「先行条例に比べると実効性に危惧を覚える」とし、また、手続き面についても、東京財団が「議員のみの非公開審議で原案を作成するのは論外」と言い切っていることを紹介し、「論議していること自体を知らない県民が大多数ではないか」と指摘しています。そして、「制定してもしなくても議会のありように変化がないのなら、制定はアリバイづくりでしかなく、かえって弊害は大きい」と、基本条例制定の弊害まで断じています。

これまで原案作成に当たられた各位のご努力は多大なものがあるとは存じますが、上の論評にはうなづけるものが多々あり、残念ながらこれを覆す材料は見当たらず、今回の提出の正当性を県民のみなさんに説得力をもって訴えることは困難です。

私どもがとくに心配するのは、原案が、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させることをうたっているにも関わらず、今回もパブリックコメントが実施されないことです。多くの先行道府県で、議会基本条例の制定にあたってパブリックコメントを実施しているなかで、これは重大な欠陥です。

そこで、以下のように申し入れる次第です。

- 一、今2月議会への県議会委基本条例の提案を見送り、原案をいっそう練り上げるとともに、これを公表してパブリックコメントを実施したうえで、来期の新議員による県議会において制定を委ねるよう、提案の延期を行なうこと。

以上